

参 考 統 計 資 料

1 基本統計

家庭裁判所の処理対象人員（平成18年）

旧受人員 （前年末済人員）	新受人員	
31,514人	211,799人（ぐ犯 1,075人を含む）	
	うち一般保護事件	167,053人
	うち道路交通保護事件	44,746人

注1）司法統計年報による。

注2）道路交通保護事件とは、道路交通法違反保護事件及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反保護事件である。

少年保護事件の既済人員（平成18年）

処分内容		既済人員 214,737人	
		うち一般保護事件 169,179人	うち道路交通保護事件 45,558人
検察官へ送致		2,481人	6,244人
保 護 処 分	保護観察	19,780人	13,816人
	児童自立支援 施設等へ送致	360人	1人
	少年院へ送致	4,119人	379人
	児童相談所等へ送致	295人	6人
不処分		26,266人	8,848人
審判不開始		96,070人	10,295人
移送・回付		7,226人	3,224人
従たる事件		12,582人	2,745人

注1）司法統計年報による。

注2）道路交通保護事件とは、道路交通法違反保護事件及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反保護事件である。

注3）「従たる事件」とは、併合審理され、既済事件として集計しないものをいう。

一般保護事件の終局人員（平成18年）

	総 数	
		うち行為時年齢14歳未満
総 数	62,767人	211人
うち刑法犯	56,876人	139人
うち特別法犯	5,193人	2人
うちぐ犯	698人	70人

注1）司法統計年報による。

注2）終局人員とは、既済人員から次のものを除いたものである。

- ・ 簡易送致事件
- ・ 車両運転による業務上（重）過失致死傷事件・危険運転致死傷事件
- ・ 移送・回付事件
- ・ 併合審理され、既済事件として集計しないもの（従たる事件）
- ・ 検察官送致（年齢超過によるもの）
- ・ 不処分、審判不開始（非行なし、所在不明等及びその他の事由によるもの）

2 被害者等による少年審判の傍聴（要綱（骨子）第一）関係

被害者等による少年審判の傍聴の対象となる主な保護事件（被害者を死亡させた事件に限る）の新受人員

	H 14	15	16	17	18	年平均
殺人	21	25	36	25	24	26
傷害致死	74	81	31	34	13	47
強盗致死	19	5	28	14	7	15
強姦致死	0	0	0	0	0	0
集団強姦致死	-	-	-	0	0	0
強盗強姦致死	0	1	0	0	0	0
危険運転致死	16	8	7	9	4	9
業務上過失致死	370	340	255	263	189	283
合 計	502	460	357	345	237	380

注1) 保護事件の新受人員は、基本的には司法統計年報によるが、個別に統計がとられていない業務上過失致死については、検察統計年報の家裁送致人員による。

注2) 殺人には、自殺関与、同意殺人（刑法第202条）を含む。

注3) 強盗致死には、強盗殺人を含む。

注4) 年平均は、小数点以下を四捨五入した数である。

3 被害者等による記録の閲覧及び謄写の範囲の拡大（要綱（骨子）第二）関係

被害者等による記録の閲覧及び謄写の実施数等

	H 13	14	15	16	17	合計
申 出 数	506	590	634	588	562	2,880
実 施 数	498	576	630	582	550	2,836
割合 (%)	98.4	97.6	99.4	99.0	97.9	98.5

注1) 最高裁判所から提供を受けた資料による。

注2) 平成12年改正少年法の施行後5年間（平成13年4月1日から平成18年3月31日）の運用状況に係る統計であり、各年は、4月1日から翌年3月31日までを示す。

閲覧又は謄写をさせなかった理由

理 由	人 数
事件の審判が開始されなかった	11
法定の申出資格のない者からの申出であった	8
非行事実に係る記録以外の記録についての申出であった	8
既に関連等を認めた記録についての申出であった	4
その他	13
合 計	44

注) 最高裁判所から提供を受けた資料による。

4 被害者等の申出による意見の聴取の対象者の拡大（要綱（骨子）第三）関係
被害者等の申出による意見の聴取の実施数等

	H13	14	15	16	17	合計
申出数	150	163	200	159	153	825
実施数	146	154	196	157	138	791
割合(%)	97.3	94.5	98.0	98.7	90.2	95.9

注1) 最高裁判所から提供を受けた資料による。

注2) 平成12年改正少年法の施行後5年間（平成13年4月1日から平成18年3月31日）の運用状況に係る統計であり、各年は、4月1日から翌年3月31日までを示す。

被害者等からの意見聴取の方法

合計	裁判所が聴取			家裁調査官が聴取
		審判期日	審判期日外	
791	452	90	362	339

注) 最高裁判所から提供を受けた資料による。

意見の聴取をさせなかった理由

理 由	人 数
被害者等が申出を取り下げたり意見聴取の期日に出席しないなど被害者側の事情による	14
法定の申出資格のない者からの申出であった	10
事件終局後の申出であった	3
その他	7
合 計	34

注) 最高裁判所から提供を受けた資料による。

5 成人の刑事事件の管轄の移管等（要綱（骨子）第四）関係
成人の刑事事件の第一審終局人員

	H14	15	16	17	18	年平均
未成年者喫煙禁止法	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	2(2)	0(0)
未成年者飲酒禁止法	7(6)	5(3)	6(5)	4(3)	4(4)	5(4)
労働基準法	13(12)	15(13)	24(21)	36(33)	46(41)	27(24)
児童福祉法	271(25)	336(28)	337(27)	350(22)	389(21)	337(25)
学校教育法	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
合 計	291(43)	356(44)	367(53)	390(58)	441(68)	369(53)

注1) 司法統計年報による。

注2) ()内は、罰金が科された人員の内数

注3) 年平均は、小数点以下を四捨五入した数である。